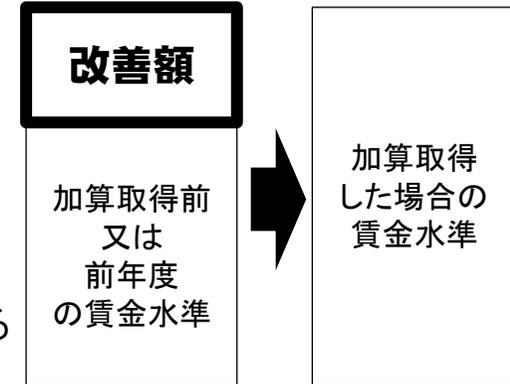


介護職員処遇改善加算の改善点

＜賃金水準＞



※改善額だけでなく、加算取得前後の全体の賃金水準について提出を求める。

1. 計画書、実績報告書の見直し

(提出先は都道府県知事等)

- (1) 賃金改善の額をより正確に把握するため、新たに、加算を取得した場合の賃金水準と取得前の賃金水準の提出を求める。
- (2) 処遇改善計画書、同実績報告書の提出に当たっては、加算の算定額に相当する賃金(賞与を含む)の改善を実施する。

※ 法定福利費等を含めることができる

2. 経営悪化等により賃金水準を低下せざるを得ない場合の取扱い

- (1) 例外的に賃金水準を引き下げることが認められる場合の要件

- ① サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況にあること
- ② ①の状況が改善した場合は、賃金水準を引き下げ前の水準に戻すこと

- (2) 手続き

- ① 賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得るなど必要な手続きをとること
- ② 賃金水準を低下せざるを得ない状況であること等が確認できる書類を届け出ていること

3. 介護職員への周知等

- (1) 賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、額等について、計画書等に明記し、職員に周知する。
- (2) 介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いるなど分かりやすく説明する。